令和5年4月6日

令和4年度 東京都麻しん・風しん対策会議提言

○趣旨

東京都の麻しん・風しん対策について、令和5年1月17日(火)、麻しん・風しん対策会議を開催し、麻しん風しん第1期・第2期定期接種率の向上及び風しんの追加的対策「風しん抗体検査・風しん第5期定期接種」促進に関する議論を行った。「麻しんに関する特定感染症予防指針」と「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づく麻しん風しん第1期・第2期定期接種率95%、及び風しん第5期定期接種対象者の令和7年3月末までの抗体保有率90%の達成を目標にしているが、令和3年度は都内の複数の自治体で接種率が低下している傾向が認められる

今後は、新型コロナウイルス感染症流行の影響も考慮した対策を進める必要がある。以下の提言を踏まえ、会議での議論内容や自治体での取組の実例等を、今後の各区市町村の取組にご活用いただき、対策強化を進めていただきたい。

○提言

- 1 麻しん風しん第1期・第2期定期接種率の向上を図ること。
- 2 風しんの追加的対策「風しん抗体検査・風しん第5期定期接種」の促進を図ること。

○提言を踏まえた対応の例

- 1 麻しん風しん第1期・第2期定期接種率の向上
- ① 接種勧奨手段
- ・区市町村での広報誌やホームページによる広報、保育園・幼稚園から保護者へのチラシ配布、就学時健 康診断でのポスターの掲示、SNS の活用、動画配信サイトを用いた啓発等、様々な媒体を組み合わせ た情報発信の実施
- ・行政と医療機関が連携し、保護者へ予防接種モバイルサービスの登録を案内し、スケジュール作成機能 や接種忘れを防止するメール通知機能、予診票再発行機能等の活用を促進
- ・就学時健康診断に加えて、小学校入学予定者向け学校説明会等の機会を活用して保護者へ啓発を実施
- ・麻しん風しん第1期・第2期定期接種を未接種の方に対する救済措置(事業)の実施

② 接種勧奨時期·回数

・接種期限間近の1~2月を含む、年複数回の郵送や電話による個別通知を実施

③ 接種勧奨の機会

- ・1 歳半健診や各種相談事業等の機会を用いた接種勧奨
- ・就学前教育施設(幼稚園・保育施設)や小学校に啓発チラシを配布し、麻しん風しんワクチンの期限内 接種を促すとともに、打ちそびれた場合の任意接種公費負担制度がある場合は当該制度について周知

*参考:厚生労働省啓発リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11592.html

④転入出者への対応

- ・転入届を受け付けている部署から、予防接種を所管する部署の窓口または予診票を交付している保健 所等を案内
- ・転入者のうち6歳以下の者については、転入月の翌月上旬に対象者を抽出し予防接種予診票交付の案内を実施
- ・転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付

⑤外国籍の住民への対応

- ・翻訳機能のあるタブレット等の電子機器や予防接種モバイルサービス、予防接種リサーチセンターが 提供している外国語の予防接種の手引きを活用
- ・予診票送付時、多言語で記載した予防接種スケジュール例を同封

参考:公益財団法人予防接種リサーチセンター 外国語版予診票

https://www.yoboseshu-rc.com/pages/8/

なお、③~⑤については、麻しん風しん定期接種に限らず他の予防接種についても取り組みを進めていただきたい。

- 2 風しんの追加的対策「風しん抗体検査・風しん第5期定期接種」の促進
- ① 集団接種会場での啓発
- ・新型コロナウイルスワクチンの大規模接種(集団接種)会場等でポスター、リーフレットを用いた啓発 をより多くの自治体で実施

② 様々な機会を捉えた接種勧奨

- ・麻しん風しん第2期や HPV ワクチン等、子どもの定期予防接種の勧奨に併せて、親世代へ情報提供及び接種勧奨を実施
- ・特定健康診査等の健康診断の勧奨に併せて、リーフレットや動画配信サイトを用いた啓発を実施(動画コンテンツの例としては、大阪大学 CiDER の YouTube 動画(https://www.youtube.com/@cider_pr)等。その他に保険者経由での啓発活動もあわせて実施)
- ・令和7年3月末までに毎年、抗体検査未実施者・ワクチン未接種者を対象に健康診断血液検査の項目 に、抗体価測定を追加し、低抗体価者等のワクチン接種対象者にワクチン接種を勧奨する。
- ・企業・職場毎に、昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性に対する抗体検査受検率の把握と未受検者への勧奨